

会報 くしろ



野付湾打瀬船漁



発行所

釧路市宮本1丁目2番4号
釧路土地家屋調査士会
TEL.0154-41-3463

編集

広報部

制作

(株) 藤プリント

第114号

目次

○会長挨拶 釧路土地家屋調査士会 会長 坂下直樹……………3

○祝辞 釧路地方法務局 局長 中富喜浩……………5

○祝辞 釧路司法書士会 会長 野村一仁……………6

○総会ご挨拶 釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 笥清秀……………7

○第75回日本土地家屋調査士会連合会
定時総会の報告 釧路土地家屋調査士会 理事 加納芳郎……………8

○北海道ブロック協議会定時総会報告 釧路土地家屋調査士会 理事 加納芳郎……………9

○消滅時効規定の大改正（続） 釧路土地家屋調査士会 顧問弁護士 蓑島弘幸……………10

○叙勲のお礼 釧路土地家屋調査士会 前会長 林原安弘……………11

○戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の適正な
取扱い及び管理について 釧路土地家屋調査士会 副会長 丸尾教綱……………12

○法務局 地図作成作業業務について 釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会 業務理事 野口昌美……………13

○とりあえず10年 釧路土地家屋調査士会 釧路支部 金田剛……………14

○感動ものです 釧路土地家屋調査士会 オホーツク支部 毛利安男……………15

○入会のご挨拶 釧路土地家屋調査士会 十勝支部 森広樹……………16

○ご挨拶 釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会 事務局 尾崎歩佳……………16

○神社巡り 釧路土地家屋調査士会 事務局 佐賀安寿子……………17

○オンライン申請のすすめ 釧路土地家屋調査士会 業務部 ……………18

○会のうごき……………20

○会員異動……………21

○編集後記……………21



表紙は語る

今年も野付湾のシマエビ春漁が始まった。漁場まで船外機で移動し、昔ながら白帆で風を受けながら網で漁をする。アマモを傷つけないよう餌取りでないとこが美味で人気がある。3年前の秋漁は抱卵エビがイクラをはるかに超える値が付き、庶民の手には届かなかった。資源保護による春、秋二週間の漁期であるが、湾内の打瀬船による漁は北海道自然遺産になっている。

(写真提供者 別海町観光協会)



会 長 挨拶

釧路土地家屋調査士会

会 長 坂 下 直 樹

釧路土地家屋調査士会平成30年度定時総会開催に
当たり一言ご挨拶申し上げます。

本日の定時総会に当りまして、大変お忙しい中、
ご出席戴きました釧路地方法務局長中富喜浩様をは
じめ、日頃お世話になっております、ご来賓のご臨
席を賜り誠にありがとうございます。心より厚くお
礼を申し上げます。

又、本日は管内各地から多くの会員の皆様方のご
出席を頂き、誠にありがとうございます。会員の皆
様には日頃より、本会の会務運営に対しましてご理
解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、去年の、内閣府の発表によりますと景気の
回復局面が高度成長期の「いざなぎ景気」を超え戦
後2番目の長さとなったとのこと。また、今月、
厚生労働省の発表では今年3月の実質賃金が0.8%
増となり4ヶ月ぶりのプラスに転じたとしています。
しかし、報道では、景気回復が国民の間で実感がな
いといっています。ことに、この地方都市ではなお
さら実感が無いのではと思います。

さらに、少子高齢化がすすむ中、人手不足、後継
者不在により廃業している業種もあると聞いていま
す。我々土地家屋調査士も例外ではありません。釧
路会では、最盛期には140名ほどいた会員が今では
79名と約半減しております。

こうした社会情勢の変化に対応すべく、釧路会で
は、一昨年に引き続き土地家屋調査士の制度広報及
び受験者を増やすための「受験ガイダンス」の開催
を昨年度も行いました。費用には、連合会からの助
成金を当てさせていただいています。

一昨年同様各支部の北見、釧路、帯広3会場で開
催し、参加者も北見会場6名、釧路会場20名、帯広
会場23名、合計49名（内女性12名）もの参加があり
ました。ガイダンス後のアンケートにも協力してい

ただき、大変好評のうちに開催することが出来まし
た。講師担当していただきました河合会員、坂口会
員、渡部尚博会員、そしてガイダンス案内、会場設
営に尽力していただいた役員、会員の皆様にこの場
をお借りしましてお礼を申し上げます。

また、釧路支部では、岩浅支部長のリーダーシ
ップのもとブラディングアップ事業として、中標津農
業高校におきまして出前講座を開催し、土地家屋調
査士の業務やドローンを使用した測量などの紹介を
していただきました。本会としましても、各支部の
このような活動に対しバックアップできるよう、体
制を整える所存です。去年の土地家屋調査士試験の
受験申込者数が19年ぶりにプラスになったと聞いて
おります。前年比+179名とまだ微増です。どうぞ
土地家屋調査士の制度広報に対し、各支部からも積
極的なご協力をお願いいたします。

少子高齢化問題に関係しまして、いわゆる「所有
者不明土地・空き家問題」があります。連合会では、
国、関係団体の様々な検討会、研究会に関与し、こ
れらの問題の解決に資する資格者団体として、国の
施策への提言を行っています。今年3月には、「所
有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法
案」が閣議決定されました。今月（5月）1日に表
明した連合会長の声明にもありますように、連合会
では、この所有者不明土地問題を事業施策の最重要
項目として位置付けています。

我々は日頃から測量の現場で、所有者不明の土地、
あるいは相続登記未了の土地に遭遇しています。昨
年本会では、「法定相続情報証明制度」について研
修会を開催しましたが、これらの問題に関し、我々
土地家屋調査士に出来ることを今年度はさらに深め
ていきたいと考えています。

続きまして、機会があればご案内してきました「完

全オンライン申請」ですが、はっきりした日時は不明ですが今年度から実施されます。新たに「資格者代理人方式」が導入され、添付情報をPDFにし、資格者代理人が電子署名をすれば原本提示を省略する扱いです。この資格者とは、調査士、司法書士、弁護士の三者と聞いております。

権利の得喪がない調査士業務には、使用しやすいものと思います。オンライン申請を躊躇する理由として、原本を提出しなければならないというものがありました。これからはその手間もなくなります。登記行政を担うものとして、会員の皆様のさらなるオンライン申請の利用をお願いします。平成27年からの本会事業であるオンライン申請のサポートは、今年度も継続しております。サポートの必要な方は、遠慮無く会まで申しつけいただければと思います。

北海道ブロック関係では、昨年度説明会を開催しました分離発注の問題があります。北海道ブロックとしては、協議を重ねてきた結果、調査士の未来へ一歩踏み出すべく「宣言」をすることになりました。この件は、本日の議案として上程させていただきました。会員の皆様方から忌憚のないご意見を願う次第です。

ほかに平成29年度の会務報告及び事業報告承認の件並びに一般会計等の承認の件、平成30年度の事業

計画承認の件及び一般会計収支予算案承認の件などの議案についてご提案を申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

本会としましても、法務局、司法書士会、連合会と連携し、又、皆様方から忌憚のないご意見をいただき、さまざまな問題に対応していく所存ですので、今年1年どうかよろしくお願い致します。

結びに、本会の前会長で現在ADRセンター長をいただいています林原先生が土地家屋調査士の役員として永年その業務に精励されたという事で、今月（5月）9日に旭日双光章を受賞されました。ここに心からお祝いを申し上げます。そして本会の益々の発展と皆様方のご健康・ご隆盛を祈念致しまして、簡単措辞ではございますが挨拶と致します。

追記

総会の第7号議案「再委託業務は受託しない旨の宣言」承認の件の件では、会員の皆様のご理解とご協力により無事可決承認いただきました。この誌面をお借りしまして御礼を申し上げます。これから色々と生みの苦しみがあると思いますが、北海道の調査士にとって大きな一歩が踏み出せたと思っています。ご協力ありがとうございました。





祝

辞

釧路地方法務局

局長 中 富 喜 浩

平成30年度釧路土地家屋調査士会定時総会が多数の会員の皆様の御出席の下、盛大に開催されましたことを、心からお喜び申し上げます。

釧路土地家屋調査士会及び会員の皆様には、日頃から不動産表示登記を始めとする法務行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、改めて厚くお礼申し上げます。

また、永年にわたり土地家屋調査士制度の発展と法務行政の運営に貢献された齊藤様に対しまして、表彰させていただきましたが、これまでの御尽力と御功績に対し、敬意を表するとともに、心からお祝い申し上げます。

さて、今日の複雑・高度化する経済社会にあって、不動産登記の礎である表示に関する登記業務を担っている皆様の役割は、ますますその重要性を増し、国民からも大きな期待が寄せられているところでございます。

皆様には、今後とも社会的使命を深く認識していただき、制度の発展に、より一層御尽力いただきますようお願い申し上げます。

せっかくの機会でありますので、最近の法務行政をめぐる情勢について申し上げたいと思います。

はじめに、「相続登記の促進」についてであります。

近時、相続登記がされていないことに起因する所有者不明土地問題が社会で大きく取り上げられています。

そこで、相続手続における負担軽減と、相続登記の促進を図ることを目的として、昨年5月29日から、「法定相続情報証明制度」の運用を開始したところですが、申出代理人である皆様方の御協力により、順調に運用され、当局管内におきましては、本年3月末までの間に640件の申出がありました。

また、本年4月1日から、法定相続情報一覧図に記載する続柄等に関する改正を行ったところであり、相続税の申告への活用等、今まで以上に利用範囲が拡大されることを期待しているところであります。

さらに、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が本年6月6日に成立し、今後、同法に基づく施策が進められることとなっています。

次に、「オンライン申請の利用促進」についてで

あります。

当局管内における平成29年の不動産登記オンライン申請利用率は56.2%となっており、会員の皆様の御協力により、年々増加しております。

今後も引き続き、利用促進に向けた各種取組を行っていきたいと考えておりますので、オンライン申請の利用について、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、地図作成及び筆界特定についてであります。

いわゆる「平成地籍整備の方針」に基づき、平成16年度から、全国の都市部の地図混乱地域を対象として地図作成作業を実施しているところであり、本作業は、表示に関する登記事務を適正・迅速に処理する上での重要な課題であるとともに、土地家屋調査士制度を地域社会にPRする絶好の機会でもあります。

当局におきましても、昨年度は、北見支局管内の北見市大通東1丁目等の地区0.53平方キロメートル、2,049筆について2年目作業を実施し、98%を超える確定率で登記所備付地図を作成することができました。

作業に携わっていただいた会員の皆様に対し、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

本年度は、本局管轄の釧路市大川町（おおかわちよう）等の地区について2年目作業を実施しているほか、帯広支局管内の帯広市新町（しんまち）等の地区について、1年目作業を実施する予定としております。

また、筆界特定事件については、平成18年1月の制度創設以来、平成29年度末までに全国で31,000件を超える申請がされ、法務局としては大きな手応えを感じているところでありますが、当局管内におきましては、平成26年以降、申請件数が減少傾向にあり、制度の周知が非常に大切であると考えております。

終わりに当たり、釧路土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を心から祈念申し上げます。私からのお祝いの言葉とさせていただきます。



祝

辞

釧路司法書士会

会長 野村 一 仁

ただいまご紹介に預かりました野村でございます。
本総会にお招きいただきましてありがとうございます。

本日ここに、釧路土地家屋調査士会定時総会が開催されるにあたり、釧路司法書士会を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

挨拶に先立ちまして、本日御臨席いただいております

釧路地方法務局長 中富 喜浩様

日本土地家屋調査士会 連合会副会長 菅原 唯夫様

釧路地方法務局 総務課長 長橋 範夫様

釧路地方法務局首席登記官 小田切敦子様

におかれましては、日頃より不動産登記制度を通じて、格別なるご支援またご協力をいただくと共に、司法書士制度の理解を賜り、厚く感謝申し上げます。

また、多数の会員の皆様のご出席により、釧路土地家屋調査士会定時総会が盛大に開催されますことを心よりお慶び申し上げます。

さて、せっかくの機会ですのでこの場を借りて司法書士会の取り組みを紹介させていただきます。

日司連では司法書士法改正に向けて懸命な活動をしております。

「『使命規定』を新設すること」、「懲戒処分権者を法務大臣にすること」、「戒告処分に関し、聴聞の機会を付与すること」、「懲戒処分に除斥期間を置くこと」、この4項目を今次の改正項目として、閣法（内閣提出法律案）で改正するべく、法務省や関係団体との協議を重ねているところです。

また、今次の司法書士法改正とともに、研修に関する内部規定の改革も併せて検討しています。国民から専門家として求められる使命と職責の自覚、倫理の保持、高い執務レベルの維持を図ること、それを制度上担保するものとしての研修制度について、来る連合会総会に連合会会則と日司連会員研修規則の改正を上程することにしております。

また、オンライン手続については、世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）において、利用者の利便性向上と全体の効率化を図るため、手続の全行程を電子化すること等を目指し、このために改善方針を策定することとされ、これを受けて策定された「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成26年4月1日各府省情報化統

括責任者連絡会議決定）において、各府省は、士業者が手続を代理する場合に、士業者が原本や添付書類を確認することにより、当該原本の提示や当該添付資料の提出を省略することを可能とすることを検討・実施することになりそうです。

資格者代理人方式は、不動産登記のオンライン申請をする際に、申請情報と共に提供する添付情報が書面である場合に、その全てをスキャナで読み取る方法等でPDFにし、土地家屋調査士・司法書士などの登記の申請の代理を業とすることができる代理人がこれに電子署名を付したものを添付情報の原本とし、管轄法務局へ送信することにより、当該書面の提供を要しない申請方式であります。

資格者代理人方式については、協議しなければならない多くの問題点がありますが、資格者代理人方式は、この政府方針に則って、登記申請に係る申請人及び資格者代理人の利便性の向上を図るものでありますので土地家屋調査士会・司法書士会ともに登記制度発展のために連携して取り組んで行きたいと思っております。

今や国家的課題とされている所有者不明土地問題に関し、政府はこの問題に取り組もうと、今年3月、所有者不明土地対策特別設置法案を今国会に提出しました。

公益性の高い事業に、都道府県知事が10年間を上限として利用権を与え、①教育施設②公民館・図書館③社会福祉施設④病院・診療所一などの土地の活用することが想定されています。

所有者が判明しない場合は、利用権の延長も可能になるようです。今国会で成立すれば、来年夏頃、施行されます。

法務局において、長期間相続登記がなされていない土地を対象として相続人を調査し、相続登記の勧告を行っていくことが予定されています。

土地家屋調査士会と司法書士会において、相続登記に繋げていくための相続の説明会や相談会の開催といった促進活動を行って行きたいと思っておりますので、連携・御支援のほどよろしく願いいたします。

最後になりましたが、釧路土地家屋調査士会の益々のご発展と会員皆様のご健勝を心より祈念申し上げます。

本日は、誠にありがとうございます。



総 会 ご 挨 拶

釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 寛 清 秀

みどりがまぶしい季節となりました。

最近、年のせいか、気力のせいか、記憶のせいか、年を重ねるごとに時間の過ぎるのが早く感じられます。

そして、ここに我々の年度の節目となる、第33回目の社員総会の開催となりました。お忙しい中、また、遠方よりご参加いただきましてありがとうございます。

又、日ごろから、当公嘱協会の運営にご理解をいただき、地図作成作業などの業務にご協力をいただき、心より感謝申しあげます。

平成25年4月1日に公益法人が設立して6年目の年度の始まりとなります。当初から売り上げが伸びず、赤字状態の運営でしたが、昨年度の決算は自主事業がなかったことにより、多少ですが、初めて黒字となりました。今後は、「公益目的事業会計は赤字でなければならない」ことの心配をしなくてはなりません。

平成29年11月29日に北海道法人団体課の担当者による、三年に1回の定期立入検査がなされました。12月25日付で適正の通知がありましたが、貸借対照表の公告について「もっと見やすい方法で」との是正の指摘がありました。現在、ご指示通りの公告をしております。

先日、オホーツク支所より、北見市の新興住宅地で街区基準点が設置されていない地域において、北見市との協議のもと、この地域に登記基準点5点を設置する自主事業の企画書が、理事会に提出されました。企画されました方々の奮闘をご期待いたします。

平成20年からの調査士会ブロック協議会の事業ですが、その問題を扱っているPTは、平成30年3月19日に北海道四調査士会会長の連名で、分離発注を

願う目的で、開発局に要望書の提出を行いました。個々社員の皆様は、長年にわたり官公署が発注する用地測量において測量会社やコンサルなどと業務分けし、表示登記に関する業務にたずさわってきました。公嘱協会は、その後の登記事務を義務的に処理する立場となっています。当調査士会はこの総会において、要望書に掲げた現状の発注形態を変更する宣言をなす議案を上程しております。我々社員は、様々な利害関係、いろいろな立場で「再委託業務は受注しない旨の宣言」を受け止めると考えられます。この議案の趣旨を正しく理解したうえで、真摯に議場にのぞんでほしいと考えております。

今年度の事業ですが、釧路支所が行っている地図作成作業の2年目は、4月下旬に住民説明会が開催され、5月21日から一次立会が行われます。遠方から参加されている方もいらっしゃるかと聞くと、頭が下がります。

今年度は、十勝支所管内の帯広市に1年目の基準点作業が予定されています。法務局の皆様のご指導のもと、積み上げた実績をいかし、精度の高い地図作成をお願いいたします。

又、釧路開建・帯広開建・網走開建との嘱託登記業務の単価契約は、それぞれにご契約いただきました。

農林水産省経営局から国有農地（開拓財産）測量が十勝支所とオホーツク支所の両区域において、7月中旬に入札公告が予定されています。落札がかないましたら、皆様のご協力をお願いします。

最後に、提案いたしました審議事項に、ご遠慮のない、ご審議、ご意見をお願いいたしましてして、ご挨拶を申しあげます。

第75回日本土地家屋調査士会連合会 定時総会の報告

釧路土地家屋調査士会 理事
加 納 芳 郎



平成30年6月19、20日の両日、標記定時総会が、東京ドームホテル（東京都文京区）において開催され、釧路会から坂下直樹会長とともに代議員として私が出席してきましたので、ご報告します。

総会一日目の最初、多年にわたり土地家屋調査士として功労があった会員20名に対する法務大臣表彰が発表され、表彰状の授与が行われました。当会から高橋健治参与が受賞されました。おめでとうございます。高橋参与は都合により出席できなかったため、坂下会長が代理で受領しました（写真①）。

来賓祝辞があり、小野瀬厚法務省民事局長（写真②）が祝辞を述べられた。

休憩をはさみ、役員による会務報告のあと、議事がはじまりました。議長には、岐阜会・大保木会長、福島会・橋本会長が選出されました。総会構成員は180名（内訳：連合会役員33名、会長49名、代議員98名）。出席総数は1名減の179名。

議案は次のとおり。

- 第1号議案（イ）平成29年度一般会計収入支出決算報告承認の件
（ロ）平成29年度特別会計収入支出決算報告承認の件
- 第2号議案 土地家屋調査士倫理規程の一部改正（案）審議の件
- 第3号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正（案）審議の件
- 第4号議案 退職金特別会計の廃止及び日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正（案）審議の件
- 第5号議案 平成30年度事業計画（案）審議の件
- 第6号議案（イ）平成30年度一般会計収入支出予算（案）審議の件
（ロ）平成30年度特別会計収入支出予算

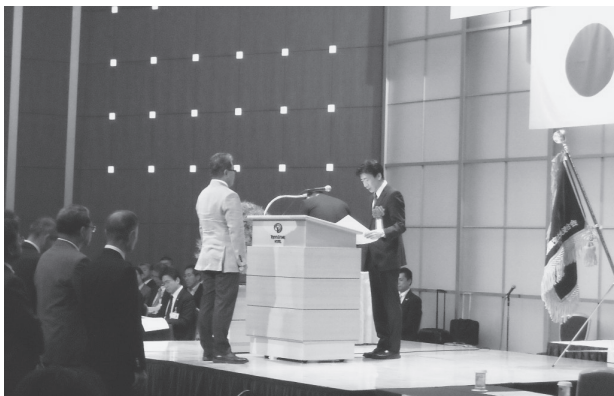
（案）審議の件

総会構成員から事前に提出された「議案に対する質問要望一覧表」に沿って執行部が回答するかたちで、議案審議が進行しました。一覧表に記載された項目は78項目におよび、執行部はそのひとつひとつに丁寧に回答していました。第4号議案まで承認可決され、第5号議案の途中で、第一日目の審議は終了しました。

第5号議案のはじめに、岡田潤一郎日調連会長から平成30年度事業方針の概要が発表されました。内容は①所有者不明土地問題への対応（隣地の所有者が不明であるときの筆界特定手続について短縮化・効率化を図るなど）②調査権限の強化（将来の立会代理業務を見据え能力の向上を図る）③研修研究部門の充実を図る（新人研修の集約実施など）④地図づくりへの参画（地図作成作業の受託体制を整備、建物所在図の作成の事業化など）⑤二年後の土地家屋調査士制度制定70周年への記念事業の準備。

総会二日目は、残る審議内容が多いことから、開会時刻を30分繰り上げ、午前8時45分に開会。第5号議案の残り第6号議案が審議されました。途中、第6号議案（イ）に対する修正動議が神奈川会から提出されましたが、すべての議案が原案どおり承認可決され、すべての日程が終了しました。会議関連経費の節減、集約実施型新人研修に対する改善点について活発に議論されました。

懇親会が、第一日目の総会終了後に開催され、政府や各政党から多くの方々が来賓として出席していました。最初に、上川陽子法務大臣から、続いて出席代議員らから挨拶がありました。北海道ブロックのテーブルに小野瀬厚法務省民事局長がおいでになり、親しくお話くださいました。小野瀬局長は、釧路地方裁判所に2年ほど勤務していたことがあるとのことで、当時の思い出話をされていました。法務省民事局が身近に感じられました。



① 表彰状の授与



② 小野瀬法務省民事局長の祝辞

日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会 平成30年度(第49回)定時総会の報告

釧路土地家屋調査士会 理事

加 納 芳 郎



平成30年7月6日(金)午後3時から、星野リゾートOMO7旭川(旧 旭川グランドホテル)において、標記定時総会が開催されましたので、ご報告します。

当協議会は、連合会会則27条の規定に基づき、道内の4単位会(札幌、函館、旭川、釧路)によって組織され、各単位会相互の緊密な連絡・協調等を目的としています。事務所は札幌会に置かれ、定時総会の開催は基本的に札幌会以外の3単位会が持ち回りでを行っています。今回は旭川会が担当でした。

釧路会からの出席者は、坂下会長、小泉副会長、丸尾副会長、前田副会長、松田常任理事、野田理事、オブザーバーとして中村(浩)十勝支部長、林原前会長、そして私の計9名でした。

総会次第は次のとおり。

I 総会

議長に長澤氏(旭川会副会長)が選出され、第1号議案「平成29年度事業報告並びに収支決算報告承認の件」、第2号議案「平成30年度事業計画案並びに収支予算案承認の件」が原案どおり可決承認されました。再委託不受託宣言(北海道内の土地家屋調査士が、官公署が実施した公共測量の用地測量に付随する地積測量図等の作成業務を測量会社等からの再委託により受託するという、法令違反の疑いがある受託はしない、あるいは受託しないという宣言)に関する各単位会の報告では、今年度の定時総会において釧路会は宣言を採択したが、他の3会については今後の採択を目指すとのこと。例年行っていたブロック協議会主催の新人研修は、平成31年6月に日調連で実施予定の集約研修の状況を踏まえて、実施時期や内容を検討するとのこと。(写真)



会場全景

II 講話

岡田潤一郎日調連会長による講話があり(写真)、連合会の事業計画「5本の柱」について、①所有者不明土地問題への対応、②法改正対応と土地家屋調査士の調査権限の強化・業務処理環境の改善、③研修・研究部門充実化、④地図づくりへの参画と発信・提言、⑤土地家屋調査士制度70周年の記念事業の準備のお話がありました。

①では、隣地の所有者が不明であるときの筆界特定の利用を推進し定着化を目指す、②では、筆界の調査能力の向上を図る、将来の筆界確認時の立会要請・立会代理の業務を見据えて能力の向上を図る、③では、研究部門の強化、新人研修の集約実施を実現するなど。詳しくは、日調連ホームページ(日調連の概要>情報公開>平成30年度事業方針大綱)を参照とのこと。



岡田日調連会長

III 式典

辻雅己ブロック協議会会長あいさつ、札幌法務局長(管区)表彰状授与、来賓祝辞など。平成30年春、旭日双光章を受章された釧路会の林原安弘前会長と、黄綬褒章を受章された函館会の辰巳伸次前会長に対し、辻会長からお祝いの言葉がありました。釧路会からは小泉弘副会長が札幌法務局長(管区)表彰状授与を受けました(写真)。



管区表彰

IV 懇親会

旭川会管内の北海道のへそのまち富良野の祭り「北海へそ踊り」が披露され、旭川会の方々が珍奇絶妙な「図腹踊り」で会場を沸かせました。



へそ踊り

消滅時効規定の大改正（続）

釧路土地家屋調査士会 顧問弁護士

箕 島 弘 幸



1 今回のテーマ

2018年2月号では、消滅時効起算点の二元化と商事消滅時効及び民法上の短期消滅時効の廃止について説明させていただきました。今回は、積み残しになっていた消滅時効の「更新」と「完成猶予」についてお話しします。

2 「中断」、「停止」から「更新」、「完成猶予」へ

現行民法では、経過期間を0にリセットすることを時効の「中断」と呼んでいます（現行民法147条）。また、法定代理人の欠如など権利を行使する対象者がいない場合や天災など避けられない事変が起きた場合など権利行使の障害があるとき、当該障害が消滅した後一定期間経過まで時効を完成させないことを時効の「停止」と呼んでいます（現行民法158条から161条）。

法律の仕事をしていると、「中断」、「停止」という用語に慣れてしまい、あまり違和感を抱きません。しかし、日常の用語例と比較して考えると、「中断」と「経過期間をリセットすること」は簡単には結びつきません。また、「中断」と「停止」という言葉は、使用される状況によっては似たような意味になり、違いが曖昧です。

今般の民法改正では、専門用語を知らない一般市民でも理解できる条文作成が志向されていました。そこで、時効完成を妨げる事由について、「中断」、「停止」の用語をやめ、「更新」、「完成猶予」という用語を用いるようになりました。

あわせて、法理論研究の蓄積や判例の考え方を取り入れ、「更新」事由と「完成猶予」事由が再編されています。大枠は概ね維持されていますが、条文の書き方が大きく変わっています。

3 時効の「更新」事由と「完成猶予」事由

改正民法では、行為ごとに「更新」事由と「完成猶予」事由を整理して掲げる形式に変わりました。

改正民法147条は裁判上の請求、同148条は強制執行、同149条は仮差押え・仮処分、同150条は催告、同152条は権利の承認について定めています。ざっくりとまとめてしまうと、権利行使の姿勢を示した時点で「完成猶予」となり、実際に権利が確定したり、権利行使があったといえる場合に「更新」とされているようです。

なお、現行民法では、仮差押え・仮処分は時効中断事由となっておりましたが（現行民法147条2号）、改正民法では「完成猶予」事由にとどめられました。実質的な改正が加えられています。

4 協議を行う旨の合意による完成猶予

改正民法では、「協議を行う旨の合意による完成猶予」という制度ができました（改正民法151条）。

現行民法ではこのような仕組みがないため、穏便な解決を目指して訴訟外で和解交渉を継続していても、消滅時効完成が間近になると、時効中断のために裁判上の手続をとらざるを得ませんでした。「協議を行う旨の合意による完成猶予」は、消滅時効完成が切迫していることを理由に話し合いによる解決が打ち切られることを防ぐ趣旨で新設されました。

5 経過規定

今回ご紹介した「更新」、「完成猶予」は、改正民法施行後、すべての債権（改正前に発生していた債権を含む。）に適用があります。消滅時効期間の長さに関する経過規定とは異なりますので、ご注意ください（詳しくは改正民法附則10条参照）。

叙 勲 の お 礼

釧路土地家屋調査士会 前会長

林 原 安 弘



この度平成30年春の叙勲に際し、はからずも旭日双光章を拝受する栄誉に浴しましたところ、早速ご懇篤なるご祝意を頂戴致し誠にありがたく厚くお礼を申し上げます。

お陰をもちまして、去る5月9日法務省において勲章の伝達を受け、引き続き夫婦共々皇居に参内し、天皇陛下に拝謁の栄を賜り、身に余る光栄と感激いたしております。これもひとえに長年にわたって皆様よりいただきましたご指導・ご支援の賜と深く感謝申し上げます。

顧みますと昭和41年に測量会社に希望を持って社会人の世界に足を踏み入れましたが当時は公共測量が民間に発注され始めた頃で、毎日残業続きで月に1回か2回の休みの生活をしていました。そんな中、こんな生活で良いのだろうかと自問自答してい

た時に、当時の測量会社の社長が土地家屋調査士だったことから、自分も土地家屋調査士になってもっとまじな生活をしようと単純な考えから土地家屋調査士を目指し、9年間勤めた会社を辞め、その年に受験、あろう事か合格しまして昭和51年29歳で登録、現在、登録後42年になりました。まじな生活になったかどうか判りませんが、皆様にご迷惑をおかけしながら役員を永らく勤めさせていただき、充分満了した期間だったと考えております。

今後はこの栄誉に恥じることはないよう一層精進致し、会のために何ができるかを考え、この栄誉の恩返しをしたいと考えております。

末筆ながら釧路土地家屋調査士会の会員の皆様のご健康とご多幸をお祈り致します。



勲 章 と 勲 記

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の 適正な取扱い及び管理について

釧路土地家屋調査士会 副会長

丸 尾 教 綱



この度、まことに残念ながら当会会員が『戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）』を紛失させてしまうことがありました。（現在は発見されております。）

本年4月に坂下会長から標記『戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の適正な取扱い及び管理について』の注意喚起もさせていただきましたが、会員の皆様方には、釧路土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程第12条の規定に基づき、紛失又は盗難の防止に努め『鍵の掛かる金庫やキャビネットに保管』するなど、保有する職務上請求書の適正な管理を、今一度徹底するようお願いいたします。

万が一職務上請求書の盗難又は紛失の事実を知ったときは、職務上請求書が不正に使用されることの危険性を鑑み、同規程第14条の規定に基づき、速やかに本会へ報告するとともに管轄警察署へ「盗難届出書」又は「遺失物届出書」を提出しなければなりません。

ところで、この『職務上請求書』の報告については、毎年1月末までに前年分の『取扱事件年計報告書』とともに『職務上請求書使用簿』の提出をお願いしているところですが、今回確認しましたところ使用枚数（件数）が『0枚（件）』の方々の中には、この報告が為されていない方もいることも判明しました。

釧路土地家屋調査士会「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程」では0枚（件）の場合でも『同使用簿』は提出することになっており、適正な周知を行っていなかったことにつきましてお詫び申し上げますとともに、来年以降（今年度分）は適正な報告をお願いします。

また、今後につきましては、職務上請求書を購入する際には同規定第22条に基づき、規則どおり『職務上請求書控綴込帳の提示』もお願いするようになるかと思います。

最後になりますが、これからも当会の運営にご協力下さいますよう宜しくお願いいたします。



法務局 地図作成作業業務について

釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会 業務理事

野 口 昌 美



平成23年度より、公益社団法人 釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会 業務部を担当させていただいております、十勝支所の野口でございます。この度は紙面をお借りして当協会にて受注させていただいております、法務局地図作成作業（平成23年度～28年度分）についてご報告させていただきます。

受注・完了案件（作業面積・作業筆数・担当班、担当調査士数）は下記のとおりでございます。

平成23・24年度 釧路市千歳町・鶴ヶ岱地区
(64.5ha 1,424筆 6班6名)
平成24・25年度 釧路市住吉地区
(22.5ha 836筆 5班5名)
平成25・26年度 河東郡音更町新通・新通北地区の一部(45.4ha 1,116筆 5班8名)
平成26・27年度 河東郡音更町大通・桜が丘地区の一部(27.4ha 969筆 5班6名)
平成27・28年度 河東郡音更町新通・東通、大通他地区(68.4ha 1,291筆 5班8名)
平成28・29年度 北見市大通東1丁目の一部他地区
(55.0ha 2,063筆 6班6名)

それぞれ、担当していただきました皆様につきましては、(1業務を担当していただくと、そこから約1年半の長期工程となります。)改めて本当にお疲れ様でございました。

まず、1年目作業については担当地区の権利関係の情報整理と筆界に関する資料収集・整理、そして基準点作業が主となります。近年は1年目作業の基準点測量において発注者である法務局による現地検査も行われております。また2年目作業については、ゴールデンウィーク前後の時期に法務局とともに地元集会場等において説明会を開催することからスタート致します。ときには説明会のなかで地権者の方々から熱いご意見、厳しいご意見等が出ることもございますが、法務局・当協会各担当者のチームワークで対応しております。

2年目作業については一次立会、二次立会についても、少し述べさせていただきたいと思います。実作業については、まず地権者のお話、これまでの経緯をしっかりと聞かせていただく。筆界についての問題、隣接者等との感情が絡んだ問題、これを整理しながら聞かせていただくことが大事なことと思っております。そしてタイミングをみて(長年のトラブルを抱えている場合でも、怒りやあきらめの感情の中には、出来ることなら解決したいと思っているのではないかと感じる場面もあります。)、復元結果についてしっかりとした根拠をもとに説明させていただき、たとえば地権者の視点では現況は不利になる結果だとしても、総合的な見方について説明をじっくりとさせていただく。(次スケジュールの為、日を改める必要があったりしますが)そこまでたどり着ければ復元結果の承諾、処理票完成の確率は高いと思っております。また、公有地に関しても、各所管窓口・担当技術スタッフへの説明、承諾が必要になります。そちらについても、調査士業務について、またそのスキルについてアピールできる場面であるとともに、情報交換が出来る有益な場面でもあると思っております。実際には、ボリュームもあり、本当に大変な作業ではありますが、復元結果を確認していただく地権者の視点と同じで見方を変えれば、心構えも変わるのではないかと思っております。

今年度も地図作成作業は釧路市大川町他地区で作業継続中でございます。

毎回、業務ごとに様々な問題と対峙しながら、各担当の皆様方には奮闘していただいております。当協会と致しましても、業務を通じて個々のそして、法人としてのスキルをアップし、発注者、また関連する方々の信頼を得、そして積み重ね、業務の拡大と好循環に繋がる様、努めてまいりますので、今後とも皆様方からのご指導ご鞭撻の程、どうかよろしくお願い致します。

とりあえず10年

釧路土地家屋調査士会 釧路支部

金 田 剛



平成最後の夏、私がかかわる4度目の14条地図作成作業の真最中。押さえ込みも一通りおわり、毎晩、測量図とCADとにらめっこ。今年は雨が多いせいで、工程は順調とは言えず、業務が遅れがちである。平成19年12月に開業して、気が付けば10年を経過していた。なぜだか開業当初の記憶はあまりない。覚えているのは、自動追尾のTSを購入して、すごいなと感心したことぐらいだろうか。まあ、それは言い過ぎか…。平成18年に大学進学から約10年間居た神奈川県から地元の釧路にもどり、父の測量会社を手伝った。神奈川にいたころ、建築、不動産の営業職で、アパート新築、中古住宅売買、建売住宅売買などで、多くの土地家屋調査士、司法書士と関わった、そのなかで、単純に興味がわき、まずは測量士補、土地家屋調査士取得ということで、ほぼ思い付きでUターンしてしまった。父に頼み、働きながら、資格取得に取り組む環境をつくってもらったわけだが、測量業の大変さを味わった。当時は調査ものの下請けがほぼで、縦横断、深淺測量で山、川を測量していた。熊のでる山、崖、激流の川、ほとんどが遠い地方。真冬の測量は芯から冷えてかなりきつかった。それでも、父が若いころの現場と比べたら、だいぶ楽な現場になったみたいではあるが、これは土地家屋調査士、さらに司法書士も本気で取得しなければ、と思ったのは覚えている。このような測量業務で自分を大学までだしてくれたのだと、だいぶ遅くではあるが、感謝することができたので親の仕事を経験できたことはとても良かった。

土地家屋調査士、司法書士登録後、現在では、調査ものはなく、市街地の測量がほぼで、山や川に行くことはなくなった。司法書士兼業なので、取引などが集中する午前が司法書士業務、午後が土地家屋調査士業務というような1日のタイムスケジュールになっている。同じ登記業務だが、使っている思考は当然ながら両方で全然違うので、同時進行は結構

むずかしい、土地家屋調査士業務の内業は電話のない夜や休日が、一番効率が良い。まだまだ、測量の知識、経験が乏しい、技術者としては本当に未熟であると感じているので、自己研鑽は欠かさず、国の資格で食べさせていただいていることを自覚し、今後も官も民もしっかり、正直に業務を遂行していきたい。開業して10年といっても、まだまだ10年で、研修会などでお会いする大ベテランの先生がたには頭がさがるばかりで、意欲と健康の維持も気をつけていきたい。というのも、私は昭和52年生まれで今年は本厄。年始から健康オタクになっている。禁酒、筋トレにはじまり、食べ物にも注意し、健康に良いといわれる魚、野菜（ジャガイモ以外）、果物（ジュース以外）、ナッツ、オリーブオイル、茶色の炭水化物を中心とし、健康に悪いといわれる赤い肉（鶏肉以外）、白い炭水化物、バター等の飽和脂肪酸を極力食べない食生活にし、減量することができた。実際健康になっているかどうかはわからないが、これからも継続していきたい。関係ないが、長年憧れ続けている矢沢永吉は今年で69歳、体系維持してステージでバリバリ、声量も半端ない。自分もいつまでも現役でいられるように頑張っていきたい。そんなこんなで、会員の皆様、事務局に助けられ、なんとかよちよち歩きではあるが、とりあえず10年できたことに感謝、ありがとうございます。



感動ものです。

釧路土地家屋調査士会 オホーツク支部

毛利 安 男



23年前の平成7年、あのオウムサリン事件等日本中を震撼させた年が、図らずも記念すべき私の初フルマラソンの年でした。

平成7年の干支はイノシシで、その所為か“趣味をマラソン”と決めて以来一途に走り続けています。あの頃は遠軽町役場水道課・清川浄水場に勤務しており水道水の残留塩素濃度測定や簡易水道施設の見回りで社名淵^{しやなぶち}や瀬戸瀬の田舎道もよく知っていました。その田舎道コース・丸大や社名淵を夕方、勤務終えてから暗くなるまでの間走り、土曜日曜は少し長めの20～30km程度を昼過ぎから走っていました。冬でも道路は除雪されており長靴やスノーシューズで走ることができます。出勤前の朝からの走りはその時間が勿体なくしてませんでした。朝は頭が冴える時間帯なので主に勉強にあてるようにしていたからです。今も午前中は走るには勿体ない時間帯です。

せっかく走れたフルマラソンを年に一度は走ろう！と続けていて5年も経ちますと欲が湧いてきて、もっと上の100kmウルトラマラソンに挑戦したくなりました。夏至の6月「サロマ湖100kmマラソン」

です。初めての地元の大きな大会に出場するというので母も妻も車で応援に来てくれました。あの当時は5km毎のエイドのサービスもあれこれと充実していました。佐呂間高校生徒等によるマッサージも50km地点と75km地点にあったのです。妻の

「お父さん、マッサージあるわよ、していきなさいよ」の声でついつい2カ所とも受けてしまいました。80km地点のエイドでは『あと残り20km、時間は3時間とたっぷりある。イケる！』と5分以上も休憩し

てから500m先の関門で、まさかの数十秒タイムオーバーとなり自分の馬鹿さ加減に腹立たしくも悔しい思いをしました。応援に来ている家族にも申し訳なく恥ずかしく今でも思い出す度に面白くありません！でも、この時の悔しい思いがあったからこそ決してリタイアせずに最後まで走りぬいていける意地と知恵を育み250kmを2昼夜で走り通す萩往還マラニック250km大会を13回も完踏出来たのだと思っています。残念ながらこの大会は今年第30回の大会で終わりました。平成元年に始まり平成が終わる平成30年に第30回で終わりました。どの大会よりも感動と感激で熱くなった偉大で歴史的な大会でした。創設者の故小野幹夫会長の熱血が脈打つ激アツアツの大会でした。挫けない気力を鍛え上げてくれる厳しくも優しい心豊かな麗しい大会でした。全身全霊を消耗しきって完走する喜びと達成感は当に格別、感動ものでした。この萩往還250kmを完踏する事で“向こう1年間どんな困難にも耐えて頑張り通していける”自信と保証を得られた気でいられました。この大会を最期まで走り続けられ13回も完踏出来たことは私にとって最高最大級の誇りとなっています。同様に土地家屋調査士の肩書を得ていることも最高最大級の誇りです。毎日平日は3～5時間、土日休日はほとんど何処にも行かずに5～10時間勉強を続けて耐えに耐え3年間5,000時間以上もかけての超難関国家試験に平成2年合格できたのは誇りで感動ものです。



第12回萩往還マラニック大会
瑠璃光寺五重塔前にて
(2000年5月4日)



第30回萩往還マラニック大会 (2018年5月4日)

入会のご挨拶

釧路土地家屋調査士会 十勝支部
森 広 樹



この度、釧路土地家屋調査士会に入会しました森広樹と申します。

前職はサラリーマンで、建築関係の業務（設計、確認申請業務、建築営業等）、不動産関係の業務（土地仲介等）をしておりました。

将来の退職後のことを考えて、数年前に土地家屋調査士の資格を取得していましたが、一念発起し、当調査士会に登録した次第です。

今後は建築・不動産関係の他、土地家屋調査士の資格を活かし、業務の幅を広げていこうかと考えています。

しかしながら、土地家屋調査士の業務はこれから

少しずつ実績を上げていくことになります。今まで登記簿謄本、地積測量図等は建築及び不動産を扱う関係上、何度も目にし、記載内容もある程度理解しているつもりですが、まだまだ知識・経験が足りないと自覚しております。

他調査士会主催の測量の研修に参加するなどし、知識・技術の習得に努めていますが、なにぶん経験不足は否めませんので、皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りたいと思っております。

今後機会あるごとに、色々とお質問ご相談させて頂くこともあるかと思いますが、その際は何卒よろしくお願い致します。

ご挨拶

釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会 事務局
尾 崎 歩 佳



平成30年3月末より公嘱協会の事務局に勤務しております尾崎歩佳と申します。

入職してからあっという間に4か月が経過しようとしています。

職場の皆様をはじめ会員の皆様に温かいご指導、ご助言をいただきながら仕事に励ませていただき、

心より感謝いたしております。

まだまだ業務に不慣れな点もあり、行き届かずご迷惑をお掛けすることもあるかもしれませんが、1日も早く一人前になれるよう精進いたしますのでご指導ご鞭撻の程よろしくお願い致します。

神社巡り

釧路土地家屋調査士会 事務局

佐賀 安寿子



いつも皆様には、大変お世話になっております。
今回の定時総会は、ホテルグランテラス帯広での開催で、その後の懇親会は、6年間事務局に勤務していただいていた工藤さん（公嘱協会担当）の送別会と、後任の尾崎さんの歓迎会を兼ねるということで帯広に一泊しました。

総会の次の日、せっかく帯広に来たということで帯広神社と音更神社・柳月スイートピアガーデンへ行くことにしました。

まずは、帯広神社へ。
子供の頃から帯広に行くときは、神社前の道路を通っていましたが、中へ入ったのは初めてでした。



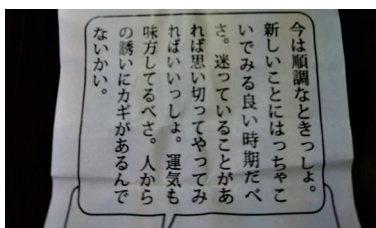
帯広神社の境内の中は凜とした気を感じました。
御朱印を頼んでいる間にお参りして来てください、とのことでしたので帯広神社本殿と十勝護国神社へ。前日から雨が降っており、「禊の雨」と言って縁起がいい天候の中、参拝いたしました。

帯広神社から十勝護国神社への道がパワースポットということで、3人で踏みしめながら歩きました。

御朱印を頼んでいた社務所に「鮭みくじ」なる「おみくじ」があり、めずらしいので、引いてみました。（釣ってみました？）



釣った鮭…



ほっちゃんれ風の鮭の下から出てきたおみくじは「えぞみくじ」で北海道弁まるでした。

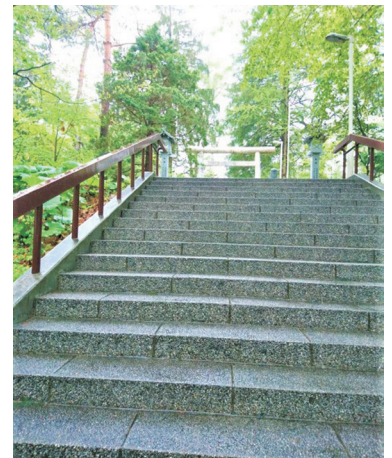
続いて音更神社に行きました。

入り口を間違えてしまうぐらいの広い敷地で、森林浴のような、爽やかな気持ちになりました。



鳥居は、赤い鳥居ではなく、白樺でできていて、珍しいものでした。

桜のお守り目当てでしたが、桜が咲いている時期しか販売していないらしく、一歩遅かったようでした。代わりではないですが、本殿前にお供えしてありました桜湯の素をいただきました。音更神社の御朱印にも描かれているエゾリスに幸運にも出会えました。



その後、音更神社からほど近い柳月スイートピアガーデンへ向かい、2階から三方六工場見学をし、限定商品や、三方六の切り落としなど3人共、沢山購入して帰ってきました。

今後は、パワースポットとして有名な、阿寒湖のヤイタイ島の白龍神社のご神体をお参りしたいと考えています。そこは釣り船でしか行けませんが、人数が集まるとモーターボートも借りられるそうです。

2年後の総会は「阿寒で行いたい」との声が、一部からあがっていますので、もし実現することがあれば、ヤイタイ島ツアーなどしたいと考えを巡らせております。

オンライン申請のすすめ

釧路土地家屋調査士会 業務部



オンライン申請

やらなきゃいけないと思うんだけど、設定や操作が面倒。
それに、あまりメリットも感じられないし...

えーっ、まだやってなかったんですか～ 信じられない...
以前のJavaを使っていた頃に比べ、環境設定は楽になったし、
申請用ソフトや署名ツールなど、使い勝手も良くなっている
んですよ。それに、メリットだって結構あるし...



メリットね...



- ・登記完了のお知らせが、すぐにメールで送られてきます。
- ・補正の際は、法務局に行かなくても、事務所のパソコンや、出先からノートパソコンでもできます。
- ・調査報告書、地積測量図、建物図面などは、PDFやXML・TIFデータで送信することで、プリントしなくても済み、経費の節減につながります。
- ・面倒な原本還付用の書類作成も、PDF化して電子署名すれば、コピーしていくつもゴム印・印鑑を押さなくてもOKです。
- ・登記事項証明書だって、オンライン申請で取得すれば安くなるし、申請は夜の9時までできるから、前の晩に準備しておくこともできます。

そしてね、まもなく資格者代理人方式により
法定添付書類の原本提示も省略できるようになるんだって。
コンピュータ化されていない資料の収集など、
法務局へ行かなければならないこともあるけど、
登記申請が完全オンラインでできるようになる
という話ですよ。





う〜ん、でも、
環境設定が...



まずは、土地家屋調査士の電子証明書を取得しましょうね。

ダウンロードの説明は、日調連会員のページ→オンライン申請関係（セコム
パスポート for G-ID）に書かれています。以下はPCの環境設定の流れです。

1. オンライン申請関連ツール（旧バージョン）のアンインストール
 - ・ICカードドライバ ・電子署名プラグインソフト（Signed PDF）
 - ・XML 署名ツール ・ICカード検証ツール
2. 信頼済みサイトへの登録
 - <https://t-k-download.moj.go.jp/>
 - <https://touki-gw.moj.go.jp>
3. ポップアップブロック機能の設定
 - www.touki-kyoutakukyoutaku-net.moj.go.jp
4. 【Windows 8.1, 7, Vista】.NET Framework4.5.2又は.NET Framework4.6
【Windows 10】.NET Framework4.6 のインストール
 - <http://msdn.microsoft.com/ja-jp/vstudio/aa496123>
5. 政府共用認証局の自己署名証明書のインストール
 - <http://www.gpki.go.jp/apca2/APCA2Root.der>
6. 申請データ（XML文書）とInternet Explorerの関連付け
7. 申請者情報登録
 - <https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/index.html>
8. 申請用総合ソフトのインストール
 - <https://t-k-download.moj.go.jp/application/update/ShinseiyoSogoSoft.application>
9. Acrobat Reader DC のインストール
 - <https://get.adobe.com/jp/reader/otherversions/>
10. XML 署名ツールのインストール
 - http://www.chosashi.or.jp/members_new/docs/online/xmlsign.zip



ご安心ください！

釧路土地家屋調査士会では、サポート担当者が、あなたの
事務所に伺って、オンライン申請のための環境設定、各種
ソフトの使い方をご指導いたします。 詳細は事務局まで。

○×△□
! ? ...



【オンライン申請のサポート窓口】

釧路土地家屋調査士会 0 1 5 4 - 4 1 - 3 4 6 3

オンライン申請サポート担当

中村 浩司 0 1 5 5 - 6 2 - 2 6 1 6

松田 整 0 9 0 - 9 0 8 0 - 1 5 4 5

《 会 の う ご き 》

自 平成30年2月～至 平成30年7月

月	日	主 要 事 項	開催場所	開催時間	備 考
2	1	ブロック協議会新人研修	札 幌 会 会 議 室	13:30～15:00	釧路会講師 佐渡 受講者 澤田・阿部・須貝
	〃	〃	〃	15:20～16:50	釧路会講師 横山 受講者 澤田・阿部・須貝
	9	ほっかいどう地図・境界シンポジウム	ホテルライフオート札幌	13:30～17:00	釧路会10名
	16	旭川会研修会	ア ー ト ホ テ ル 旭 川	14:00～17:00	釧路会 1 名
	19	表示登記協議会	釧 路 地 方 法 務 局	14:00～17:00	坂下・丸尾・前田・松田・榎本・遠藤・小野寺・林原
3	8	登録交付式	事 務 局 会 議 室	15:00～16:00	坂下会長・小泉総務部長・野田理事・新入会員 森広樹
	14	常任理事会	各会場（WEB会議）	15:00～17:00	坂下・丸尾・前田・松田・進藤・加納・野田
	〃	政治連盟定時大会	都 市 セ ン タ ー ホ テ ル	13:30～17:00	岡崎会長
	16	札幌会研修会	札幌東急REIホテル	13:15～16:45	釧路会 7 名
	17	オホーツク支部表示登記無料相談会	北 見 市 民 会 館	10:00～15:00	オホーツク支部 3 名
	20	北海道空き家等対策連絡会兼研修会	第 2 水 産 ビ ル	13:30～16:30	小野寺理事
	23	旭川会研修会	旭 川 ト ー ヨ ー ホ テ ル	14:30～17:00	釧路会 1 名
	28	境界問題解決支援センター相談	釧 路 弁 護 士 会 館	13:00～15:00	相談員 中井弁護士・金田調査士 林原センター長
	〃	札幌公嘱協会研修会	札幌東急REIホテル	13:30～16:30	釧路会 1 名（公嘱協会理事）
	29	北海道ブロック打合せ会	札 幌 会 会 議 室	14:00～16:30	坂下・丸尾・寛・瘡師
4	11	会計監査	事 務 局 会 議 室	10:00～13:30	中村圭佐・吉田英一・坂下・進藤
	〃	常任理事会	〃	15:00～17:00	坂下・小泉・丸尾・前田・松田・進藤・加納・野田
	20	第1回支部長会議	各 支 部 会 場	13:30～15:00	支部長 3 名 本会 4 名
	〃	第1回理事会	〃	15:00～17:00	役員13名 オブザーバー 2 名
5	9	常任理事会	各会場（WEB会議）	15:00～17:00	坂下・小泉・丸尾・前田・松田・進藤・加納・野田
	18	定時総会	ホテルグランテラス帯広	15:00～16:30	本人出席48名 委任状30名
	24	研修部会	事 務 局 会 議 室	13:30～16:30	前田・丸尾・松田・榎本・遠藤・小野寺・横山・林原
6	1	ブロック協議会役員会	札 幌 会 会 議 室	14:30～17:30	坂下・丸尾
	8	第2回支部長会議	十勝ガーデンズホテル	14:00～14:30	支部長 3 名 本会 5 名 オブザーバー 1 名
	〃	第2回理事会	〃	15:00～17:00	役員14名 オブザーバー 3 名
	19	連合会定時総会	東 京 ド ー ム ホ テ ル	13:00～17:00	坂下・加納
	20	〃	〃	8:45～正午迄	〃
7	6	ブロック協議会定時総会	星野リゾートOMO7旭川	15:00～17:00	釧路会 9 名
	13	広報部会（会報委員会）	事 務 局 会 議 室	10:00～15:00	加納・長岡・遠藤

《会 員 異 動》

新 入 会 員



十勝支部 森 広 樹 会 員

平成30年3月1日登録

事務所所在地 帯広市西19条南3丁目4番14号

生年月日 昭和36年5月7日

電話番号 0155-67-5566

《登録事項変更》

《会員数 平成30年7月1日現在 79名》

編 集 後 記

今回も発行に際し、多くの方々からご協力をいただきました。心から感謝いたします。

7月上旬の西日本豪雨災害では、甚大な被害が広範囲に及びました。そして猛暑の中、懸命な復旧・支援活動が続けられている様子が、連日報道されています。被災地の一日も早い復旧と、被災した方が元の生活に戻ることができるよう祈るばかりです。

釧路会の今定時総会では、「再委託業務は受託しない旨の宣言」が議論を経て承認されました。業務上の法令遵守について思いをめぐらすことは大切なことと思いました。

この会報は年に2回（夏と冬）発行しています。次号もよりよい内容となるよう努めます。

広 報 部 長 加納 芳郎

広報担当理事 遠藤 博文 長岡 秀和

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

団体総合生活補償保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常の生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 **有限会社 桐栄サービス**

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階
TEL : 03-5282-5166 FAX : 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問い合わせをお願い致します。



筆界特定事例集3

大阪法務局不動産登記部門地図整備・筆界特定室 編著

2017年9月刊 B5判 244頁 本体2,600円+税

- 大阪の事例を収録した第3巻では、長期未済事件を解消するための「筆界特定書のコンパクト化」「処理の迅速化」に重点を置いた事例を紹介。筆界特定登記官が作成する理由の要旨には、原則として、結論（特定した筆界）の根拠とした主要な事情だけを記載。また、申請者が筆界特定登記官の判断した筆界の正当性を示す事実を理解できる程度に簡潔に記載。



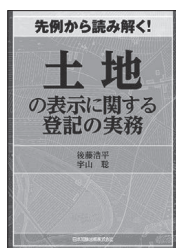
筆界特定事例集1・2

東京法務局不動産登記部門地図整備・筆界特定室 編著

(1) 2010年11月刊 B5判 284頁 本体2,800円+税

(2) 2014年2月刊 B5判 340頁 本体3,400円+税

- 筆界特定登記官の実務に関するプロセス・留意点がわかる。
- 「申請人及び関係人の主張及び根拠～筆界の検討～結論」に至る実務の流れを紹介。第1巻では、制度運用開始から5年間に蓄積された厳選24事例を、第2巻では、複雑な事案に対応するための新たな15事例収録。



先例から読み解く！ 土地の表示に関する登記の実務

後藤浩平・宇山聡 著

2017年12月刊 A5判 800頁 本体6,700円+税

- 事務処理上有益な「主要97先例」を全文掲載し、解説も付与。
- 関連する「関係83先例」も収録し、全文を掲載。
- 具体的事案を「関連質疑」とし、詳細を『Q&A 表示に関する登記の実務シリーズ』にて確認できるよう工夫。

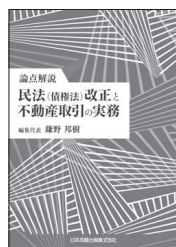


不動産・商業・法人 登記実務事例集

山中正登・渡邊敬治 監修

2018年5月刊 A5判 284頁 本体2,800円+税

- 約40名の現役法務局職員による、押さえておくべき事例を厳選した一冊。
- 所有者不明土地問題、長期相続登記未了問題など、最新トピックスに関する事例も収録。



論点解説 民法(債権法)改正と不動産取引の実務

鎌野邦樹 編集代表

2018年5月刊 A5判 444頁 本体4,300円+税

- 現行法と改正法の相違点、従来の判例との関係、改正後の実務への影響の有無の言及等あらゆる視点から解説した、類のない一冊。
- 各論点に関して、不動産取引の具体的な事例を多数設定しているので、改正前後の取引への影響が理解しやすい。



BBC

今が
お乗り換えの
チャンス！

表示
登記も

建物
図面も

土地
図面も

これひとつでOK！

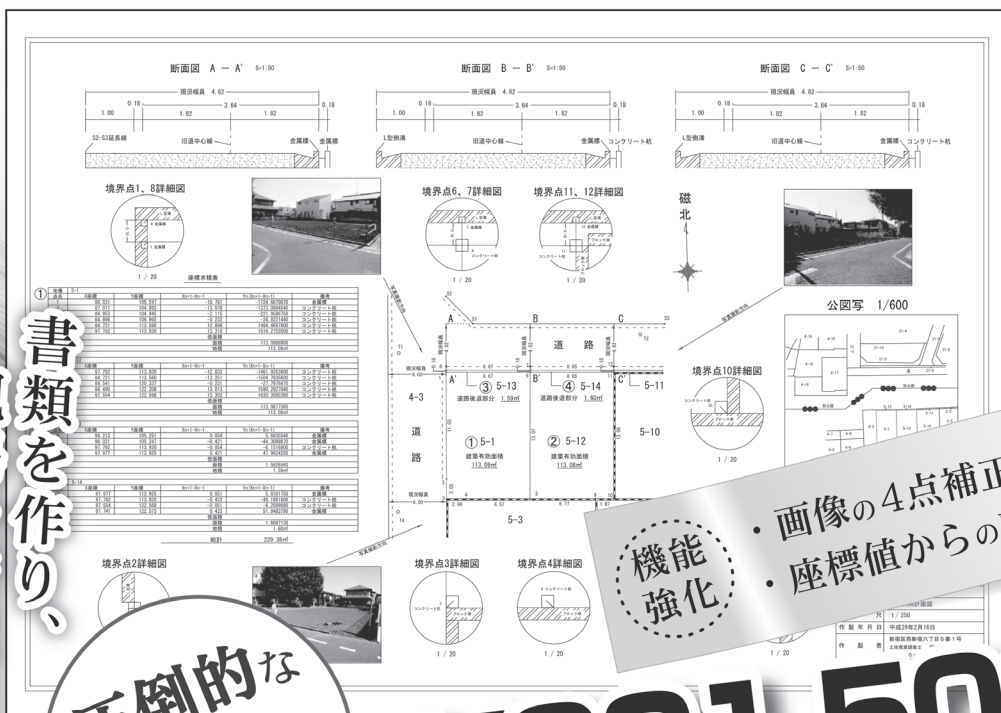
調査報告書対応

IJCADAutoCAD互換

表示登記 **申請**
システム

+

CAD システム



書類を作り、
現場を管理し、
図面も描きます！

圧倒的な
コスト
パフォーマンス！

機能
強化

・画像の4点補正
・座標値からの敷地作図

¥321,500 (税別)

5年リース 月額 ¥5,975 (税別)

※年間保守契約が別途必要です

株式会社ビービーシー
www.bbcinc.co.jp

TEL. 03-5909-5772
東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー 6 階

東京 本社 大阪 名古屋 福岡 札幌 仙台 高松 広島

3次元の時代を迎え、 測量CADはいま、ONEへー



最新のデジタル環境で、
登記業務の効率化

マルチディスプレイ対応!

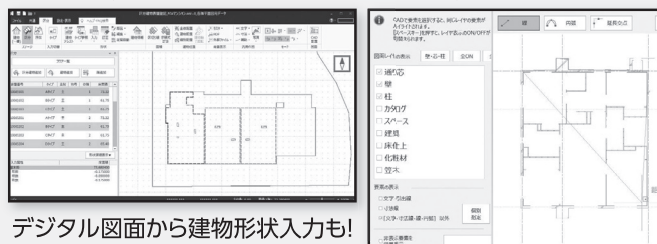
組み合わせ広がるマルチディスプレイ



「素図」と「詳細図」、「公図」と「実測図」のチェックや
基準点測量で、点検路線の精度比較など抜群の効率化を実現

各階平面図一新

数々の機能アップで、作成手数を削減



デジタル図面から建物形状入力も!

シンプル、メリハリ、見える“CAD”

集約・洗練されたコマンド・プロパティバー



マウスの移動量約1/3 (自社比)・目線移動も少なく快適作業

オープンデータの活用

現場データを重ねて確実に・わかりやすく



地理院[標準地図]・[写真]等やストリートビュー活用!

使いやすさを追求したユーザーインターフェイス

“コマンドブレイン”・リボンインターフェイスで操作性向上!



リボンインターフェイス

コマンドブレイン

特許出願中

文字

シンボル

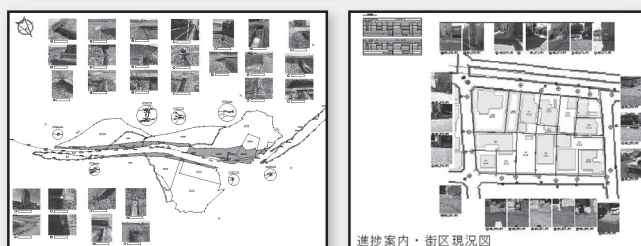
ラスタ写真
一括配置・
位置図作成

線入力

引出線

次に使用するコマンドを操作履歴から予測表示

ラスタ取扱い歴然の軽快感



大量の写真も手軽に。写真の活用で素早く位置図作成

福井コンピュータ株式会社

本社 / 〒910-0297 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6

●お電話でのお問合せは【福井コンピュータグループ総合案内】



0570-039-291

●製品の詳しい情報、カタログのご請求は

福井コンピュータ

<http://const.fukuicompu.co.jp>

検索

札幌・盛岡・仙台・水戸・宇都宮・高崎・新潟・長野・埼玉・千葉・東京・横浜・静岡・名古屋・岐阜・福井・京都・大阪・神戸・岡山・高松・松山・広島・山口・福岡・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

技術者のみなさまへ 最先端技術を



Trimble 2018 LINE UP

GNSS受信機の最高峰
Trimble R10

Android GNSS受信機コントローラ
Trimble SKY Controller

現場を便利に。新しいTSの
コミュニケーション
RoboticLite

3Dスキャナー&トータルステーション
Trimble SX10

高性能点群処理ソフトウェア
Real Works

世界基準のサーボトータルステーションがモデルチェンジ
Trimble Sシリーズ

高精度・高機能と小型軽量を両立
Trimble C5

3Dデジタル平板
GUIDER ZERO



株式会社 ニコン・トリンブル

〒144-0035

東京都大田区南蒲田2-16-2

テクノポート三井生命ビル

TEL : (03)5710-2596 FAX : (03)5710-2604

Web : <http://www.nikon-trimble.co.jp>

Aizax

アイザック株式会社

〒065-0008

札幌市東区北8条東8丁目2番1号八条ビル5F

TEL : 011-733-3577 FAX : 011-721-3233

E-mail : ans001@pop02.odn.ne.jp

Web : <http://shop.annaka-h.com>

ASS

株式会社 旭川システムサービス

〒078-8217

旭川市7条通19丁目左8号

TEL : 0166-33-3900 FAX : 0166-33-5201

E-mail : asserve@tiara.ocn.ne.jp

Web : <http://www.asspythagoras.com>